

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年7月6日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人子供達と最先端科学技術の架け橋

(2) 代表者名

折田 泰宏

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町538番地

ヤサカ烏丸御池ビル7階 けやき法律事務所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども及びその保護者に対して、科学・技術に対する興味のきっかけづくりと科学・技術分野における創造性に関する事業を行い科学・技術教育とキャリア教育の推進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成29年6月26日

(文化市民局地域自治推進室)